

平成29年度 ごみ分別収集日程表

【北 区】中新井・今泉・地頭方・一ツ木・上砂・中曽根・本沢・小新井・上細谷・松崎・明秋
【東一区】大和田・上銀谷・古名・谷口・下銀谷・万光寺・丸貫・丸貫台・柿ノ木台・北下砂・成城台・新道・東野1丁目～6丁目

北区・東一区

平成29年 4月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

5月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

6月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

7月

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

8月

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

9月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

10月

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

11月

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

平成30年 1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

2月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28			

3月

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	31

■ ...もやせるごみ 毎週火・金曜 ※もやせるごみは5月5日及び1月2日は収集しません。
■ ...資源ごみ・有害ごみ 第1・3月曜 ※資源ごみ・有害ごみは1月1日は収集しません。1月15日及び1月29日に収集します。
■ ...もやせないごみ 毎週水曜 ※もやせないごみは1月3日は収集しません。
■ ...ペットボトル 第1・3水曜 ※ペットボトルは1月3日は収集しません。1月17日及び1月31日に収集します。

もやせるごみ	資源ごみ		有害ごみ	ペットボトル	
<p>指定した袋で!!</p> <p>燃やせるごみ専用袋 吉見町</p> <p>○生ごみは、よく水切りし、袋の口をひもで縛って出してください。 ○カン類が入っていると集めません。</p>	<p>出せるもの</p> <p>■ビン類 一升ビン ビール ジュースビン ドリンク類</p> <p>■カン類</p> <p>■紙類・布類</p> <p>○紙類…新聞(広告)・雑誌・ダンボール(それぞれ分けてヒモでしばって出してください) ○布類…たたんでヒモでしばって出してください。 ○布類…雨の日はビニール袋に入れて出してください。(雨に濡れてしまうとリサイクルできません。)</p> <p>■牛乳パック・酒パック・ジュース類</p> <p>このマークがついているもののみ</p>		<p>出し方</p> <p>○きれいに洗ってコンテナに入れてください。 ○キャップ(栓)は取り外します。</p> <p>○きれいに洗ってコンテナに入れてください。 ○食べ物のカスなどは取り除いてください。</p>	<p>出し方</p> <p>○乾電池 乾電池回収箱へ入れてください。</p> <p>○蛍光管・水銀柱 割らずにそのままコンテナに入れてください。</p>	<p>○キャップとラベルを取り、水洗いしてから、つぶして出してください。 ○取ったキャップとラベルは容器包装(資源)類へ ○指定の回収ネットに入れてください。</p> <p>酒、みりん、しょうゆ、ジュース、ドレッシング類</p>
<p>出せるもの</p> <p>○台所ごみ(生ごみ) ○紙くす ○草花・ワラくす・枝木 ○紙おむつ ○紙マークのついているもの</p> <p>生ごみ 紙くす</p> <p>3cm 20cm 60cm 草木・枝木(たばねる)</p> <p>●枝木は太さ3cm以下のものは、長さ60cm以内に切り、直径20cm以内に束ねて出してください。太さ3cmを超えるものは、粗大ごみになります。</p>	<p>○紙類…新聞(広告)・雑誌・ダンボール(それぞれ分けてヒモでしばって出してください) ○布類…たたんでヒモでしばって出してください。 ○布類…雨の日はビニール袋に入れて出してください。(雨に濡れてしまうとリサイクルできません。)</p> <p>○ひもでしばって出してください。 ○内側にギン紙が貼ってあるものは資源ごみとして収集します。 ○リサイクルされますので、水洗いしてから出してください。</p>		<p>出せるもの</p> <p>○乾電池 ○蛍光管 ○水銀柱 ○電球</p> <p>乾電池 1.5V</p> <p>蛍光管 水銀柱</p> <p>○ボタン電池は収集できません。</p>	<p>回収するペットボトル</p> <p>●ペットボトルのラベル部分や底に、このマークPETがあります。マークが入ったものだけ回収します。</p> <p>○容器の底底に「へそ」があるものがペットボトルです。</p> <p>ペットボトル</p>	

もやせないごみ	粗大ごみの出し方(有料になります。)		使用済小型家電のリサイクルの出し方
<p>指定した袋で!!</p> <p>容器包装類専用袋 吉見町</p> <p>○プラ表示のある食品などの容器包装がこれにあたります。 ○リサイクルされますので食品容器などよく洗ってからお出してください。</p> <p>発泡スチロール製品 食品パック シュリンク包装 タマゴパック</p> <p>弁当などの容器 お菓子・鮎などの袋 カップ麺の容器</p> <p>ビニール袋 洗剤の容器 マヨネーズ・ソースなどの容器 シャンプー・リンスなどの容器</p> <p>ハムなどの袋 歯磨き粉などのチューブ プリンなどのカップ</p>	<p>粗大ごみを集積所に出されても回収できません。</p> <p>1. 自己搬入(粗大ごみを車に積んで自分で環境センターに搬入する。)</p> <p>●搬入の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> ①処分したい粗大ごみを車に積んで、印鑑を持ち役場に来てください。 ②申請書と粗大ごみ明細書等に必要事項を記入していただきます。 ③職員が粗大ごみを一つ一つ確認し、手数料を計算します。 ④手数料(規定の処理手数料の40%)を支払っていただきます。 ⑤搬入許可証を交付いたしますので、それを持って中部環境センターに搬入してください。 <p>●搬入できる日と時間</p> <p>※平日のみ(月曜から金曜日) ○午前 9:00 ~ 正午まで ○午後 1:00 ~ 4:00 まで →時間内に中部環境センターに入れるように役場においでください。 ※土曜、日曜、祝日と年末年始の12月23日から1月3日の期間は搬入できません。</p> <p>●処理の手順</p> <ol style="list-style-type: none"> ①粗大ごみの品目(寸法等)、何点あるか確認します。(※1回に5品目まで申し込みます。各々の個数は特に制限はありませんが都合により制限する場合があります。) ②町が委託した業者(熊野沢運輸 ☎54-0114) に回収処理を電話で申し込みます。そこで処理手数料と回収日が決まります。 ③粗大ごみ処理券を販売店で購入します。 ④粗大ごみに貼り、業者から指定された回収日に自宅内の分かり易い場所に置いてください。 <p>★スプリングの入っているマットレスは、布とスプリングを分けて出してください。 ★買い替えの時は、できるだけ販売店に引き取ってもらってください。</p>		<p>使用済小型家電には金や銀などの貴金属やレアメタルなどの希少金属が含まれており、資源の有効利用に伴い、吉見町では無料回収を実施しています。</p> <p>●使用済小型家電対象品目</p> <p>〈例〉カメラ(使い捨てを除く)、携帯電話(充電器含む)、CD、MD ラジカセ、扇風機、掃除機、電子レンジ、時計一式(腕時計等)、ビデオデッキ等。</p> <p>※こちらは対象品目の一部です。</p> <p>●申請方法</p> <ol style="list-style-type: none"> ①吉見町役場1階6番窓口(農政環境課)で申請書の記入を行います。 ※平日の午前8時30分から午後5時00分までが受付時間となります。 ②申請書に記入後、役場庁舎に設置してある専用のコンテナへ使用済小型家電を搬入していただきます。 <p>※使用済小型家電対象品目一覧及び申請方法の詳細については、HPに掲載しております。</p>

<p>事業系のごみ(飲食店・商店・事務所等からのごみ)</p> <p>●事業活動により生じるごみは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第3条に規定されており、事業者自らの責任において処理することになっておりますので、町では収集いたしません。……産業廃棄物処理業者へ依頼してください。</p> <p>●事務所又は、厨房からのごみについては処理施設に自ら搬入するか、町で許可した一般廃棄物処理業者へ依頼してください。</p>	<p>し尿・浄化槽清掃許可業者</p> <p>●吉見清掃 代表者 関根 武好 吉見町大字北下砂275 ☎0493-54-0586</p> <p>●(有)橋場商事 代表者 中根正治郎 鴻巣市大字上谷1400-1 ☎048-541-4111</p> <p>●高松商事(株) 代表者 高松幸二 鴻巣市大字上谷1824-1 ☎048-541-4414</p>	<p>町で集めないもの</p> <p>○テレビ、洗濯機・乾燥機、冷蔵庫・冷凍庫、エアコンの6品目はリサイクル対象品になります。</p> <p>○爆発の恐れのあるもの、悪臭のひどいもの、有害物質など(シンナー・廃油・薬液・プロパンボンベ・農薬・水銀・中身の入っている消火器等)</p> <p>○厚鋼製品類(歯車・クラック軸・エンジン・モーター等)</p> <p>○農業用機械・ビニール・バイク・タイヤ・バッテリー・コンクリートブロック・廃材・土砂・ガレキ・便器類・浄化槽・ポリバス等は、産業廃棄物処理業者に依頼してください。</p>	<p>リサイクル対象品</p> <p>冷蔵庫 テレビ エアコン 乾燥機 洗濯機</p> <p>ペンキや油の入った缶 中身の入った消火器 プロパンボンベ バイク</p> <p>コンクリートブロック等 タイヤ バッテリー ポリ浴槽など</p>
---	--	--	--

ごみは必ず、町の指定する処理の方法を守り、処分しましょう。違法に出したごみ処理には、多額の税金が投入されています。 問い合わせ…吉見町役場農政環境課 ☎63-5017(直通)